

## 立川市介護保険住宅改修費受領委任払いに関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の受領委任払いの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅要介護被保険者等 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。
- (2) 住宅改修 法第45条第1項に規定する住宅改修をいう。
- (3) 住宅改修事業者 住宅改修を行う事業者をいう。
- (4) 受領委任払い 居宅要介護被保険者等より住宅改修費の受領に係る委任を受けた第5条第1項に規定する登録事業者に住宅改修費を支払う取扱いをいう。

### (受領委任払いの対象者)

第3条 受領委任払いの対象となる者は、住宅改修を行う居宅要介護被保険者等であって、次の各号のいずれかに該当しないものとする。

- (1) 法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載を受けている者
- (2) 法第67条第1項又は法第68条第1項の規定による保険給付の全部又は一部の差止を受けている者
- (3) 法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けている者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認めた者

### (事業者の登録)

第4条 受領委任払いの取扱いを希望する住宅改修事業者は、登録を受けるものとする。

2 登録の対象となる住宅改修事業者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 過去1年以内に立川市において住宅改修に係る工事を行っていること。

(2) 住宅改修に係る工事内容について、十分な知識があること。

3 第1項に規定する登録を受ける住宅改修事業者は、住宅改修の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）ごとに介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録届出書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 介護保険住宅改修費受領委任払いに係る誓約書（第2号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

4 前項の規定による届出書の提出があった場合において、登録を行ったときは、介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録通知書（第3号様式）により当該住宅改修事業者はその旨を通知するものとする。

5 第1項に規定する登録の有効期間は、当該登録を行った日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

（登録の更新）

第5条 前条第4項の規定により登録を受けた住宅改修事業者（以下「登録事業者」という。）は、登録を更新することができる。

2 前項の規定による登録の更新については、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

（変更等の届出）

第6条 登録事業者は、事業所の名称及び所在地その他の事項に変更があったときは、速やかに介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者変更届出書（第4号様式）により市長に届け出るものとする。

2 登録事業者は、住宅改修の事業を廃止し、休止し、若しくは再開するとき又は登録を辞退するときは、速やかに介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者廃止等届出書（第5号様式）により市長に届け出るものとする。

（登録内容の情報提供）

第7条 市長は、居宅要介護被保険者等、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、法58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者等に対し、登録事業者についての情報提供を行うものとする。

（事業者の登録の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録事業者の登録を取り消すものとする。

- (1) 登録事業者の責に帰すべき事由により、居宅要介護被保険者等の身体、財産等を傷つけた場合
- (2) 偽りその他不正な手段により登録を受け、又は住宅改修費の請求を行った場合
- (3) 関係法令等を遵守しなかった場合
- (4) その他市長が登録の取消しについて必要と認めた場合

2 市長は、前項の規定により登録の取消しを行ったときは、介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録取消通知書（第6号様式）により当該取消しを受けた登録事業者に通知するものとする。

（住宅改修の実施、承認等）

第9条 受領委任払いによる住宅改修費の支給を受けようとする居宅要介護被保険者等は、住宅改修の工事を行う前に、介護保険住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）（第7号様式）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、当該申請に係る住宅改修の承認をしたときは、介護保険住宅改修費支給に係る事前申請承認書（第8号様式）により居宅要介護被保険者等に通知するものとする。

3 前項に規定する承認を受けた居宅要介護被保険者等は、住宅改修の工事の完了後、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号省令）第75条第1項第5号から第7号まで又は同令第94条第1項第5号から第7号までに掲げる書類等を市長に提出するものとする。

4 市長は、居宅要介護被保険者等が住宅改修の工事の完了までに第3条各号のいずれかの要件に該当すると認めたとき又は受領委任払いによる支給が不相当と認めたときは、受領委任払いをしないものとする。

5 工事を行う登録事業者は、第1項及び第3項の規定により書類等を提出する場合において、居宅要介護被保険者等からの依頼を受けたときは、当該書類等の提出の代行を行うことができる。

（支給又は不支給の決定）

第10条 市長は、前条第3項に規定する書類等が提出されたときは、内容を審査のうえ、住宅改修費の支給又は不支給の決定を行い、当該居宅要介護被保険者等に介護保険受領委任払い支給（不支給）決定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により住宅改修費の支給又は不支給を決定したときは、工事を行った登録事業者に介護保険受領委任払い支給（不支給）のお知らせ（第10号様式）により通知するとともに、支給を決定したときにあつては、速やかに住宅改修費を支払うものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、住宅改修費の受領委任払いに関し必要な事項は、保健医療担当部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年2月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 立川市介護保険居宅介護（予防）住宅改修費受領委任払い事務取扱要綱（平成28年3月30日市長決定）は、廃止する。